

第3章 - 1 計画の基本理念(案)の検討表

地域福祉推進指針	国等の動向	本市の動向等	地域福祉基本計画
1 計画の基本理念			1 計画の基本理念
(1) 基本的な考え方			(1) 基本的な考え方
<p>地域福祉とは 地域福祉とは、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉であり、次のような考え方に基づく地域づくりをめざします。</p> <p>人権尊重の考え方 すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という人が生まれながらに持っている基本的な権利をもっています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。</p> <p>同和問題をはじめ、障害のある人や在日外国人などに関わるさまざまな問題など、現在においても解決したとはいえない状況にあります。また、野宿生活者（ホームレス）やHIV感染者、難病患者、ハンセン病回復者などに対する偏見や排除など、さまざまな課題が次々と発生しています。さらに、本来安全で安心な日常生活を送り、人間形成の場となるべき家庭や学校において発生している虐待やいじめ等もまた重大な人権侵害です。</p> <p>地域福祉は、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される仕組みをもった、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。</p>	<p>・「<u>障害者差別解消法</u>」の施行について追記。 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、<u>全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け</u>、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「<u>障害者差別解消法</u>」）が制定され、<u>平成28年4月1日に施行された</u>。</p> <p>・「<u>部落差別解消推進法</u>」の施行について追記。 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、<u>全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題</u>であることに鑑み、部落差別の解消を推進することにより部落差別のない社会を実現することを目的として、「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」（いわゆる「<u>部落差別解消推進法</u>」）が制定され、<u>平成28年12月16日に施行された</u>。</p>	<p>・「<u>障害</u>」の<u>がいの字の表記変更</u> 平成24年7月25日の戦略会議において、同年9月1日以降、「<u>障害</u>」の「<u>障がい</u>」への表記変更を決定。 ただし、法律名称などの固有名詞や引用文書などについては漢字で表記。</p> <p>・「<u>LGBTなどの性的少数者、外国籍住民、犯罪被害者、刑を終えて出所した人など</u>」を追記。 「人権の視点からの情報発信の手引き」（平成26年3月改訂） さまざまな人権課題の現況、情報発信のあり方と具体例より（女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、<u>外国籍住民、犯罪被害者等</u>への支援、ホームレス、HIV感染者やハンセン病回復者等、<u>性的指向、性同一性障がい</u>、個人情報の保護、その他の人権課題）</p> <p>・「<u>在日外国人</u>」を「<u>外国籍住民</u>」へ表記変更 「大阪市外国籍住民施策基本指針」（平成16年3月改訂） 「内外人平等の原則」をふまえた行政サービスの充実より（外国籍の高齢者の大多数を占める在日韓国・朝鮮人の高齢者については、言語の違いなどにより、福祉サービスなどの利用が困難な場合があるため・・・）</p>	<p>地域福祉とは 地域福祉とは、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉であり、次のような考え方に基づく地域づくりをめざします。</p> <p>人権尊重の考え方 すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いに関わらず、人権という基本的な権利を生まれながらに持っている権利をもっています。しかしながら、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。</p> <p>同和問題をはじめ、<u>障がいのある人や外国籍住民</u>などに関わるさまざまな問題など、現在においても解決したとはいえない状況にあります。また、ホームレスやHIV感染者、難病患者、ハンセン病回復者、<u>LGBTなどの性的少数者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人など</u>に対する偏見や排除など、さまざまな課題が存在しています。</p> <p>さらに、本来安全で安心な日常生活を送り、人間形成の場となるべき家庭や学校において発生している虐待やいじめ等もまた重大な人権侵害です。</p> <p>地域福祉は、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される仕組みをもった、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。</p> <p>平成28年4月には「<u>障害者差別解消法</u>」が、同年12月には「<u>部落差別解消推進法</u>」が施行されたことについて、コラム等で記載</p>
<p>住民主体の考え方 地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民としての主体性をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。</p> <p>地域福祉は、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わるることができる地域をめざします。</p>			<p>住民主体の考え方 地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民としての主体性をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。</p> <p>地域福祉は、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わるることができる地域をめざします。</p>

第3章 - 1 計画の基本理念(案)の検討表

地域福祉推進指針	国等の動向	本市の動向等	地域福祉基本計画
<p>利用者本位の考え方</p> <p>住民一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。</p> <p>地域福祉は、利用者自らがサービスを選択し安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと、利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供のしくみが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能する地域をめざします。</p>			<p>利用者本位の考え方</p> <p>住民一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。</p> <p>地域福祉は、利用者自らがサービスを選択し安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと、利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供のしくみが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能する地域をめざします。</p>
<p>社会的援護を要する人々への支援の考え方</p> <p>地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立していたり、排除されている人々があります。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。地域福祉は、社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人がその解決に向かって協働していくことができる地域をめざします。</p>	<p>・<u>支援関係機関との連携について追記。</u></p> <p>社会福祉法の一部改正 第4条第2項（新設） 地域住民等は、～（省略）～福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、<u>地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等</u>によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</p>	<p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月より「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施 ・平成29年4月より「総合的な相談支援体制の充実」モデル事業を実施 	<p>社会的援護を要する人々への支援の考え方</p> <p>地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立していたり、排除されている人々があります。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。地域福祉は、社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人々や機関がその解決に向かって<u>連携・協働</u>していくことができる地域をめざします。</p>
<p>（2）地域福祉の具体化のための視点</p>			<p>（2）地域福祉の具体化のための視点</p>
<p>地域福祉の考え方を具体化して地域づくりを進めていくためには、次の8つの視点を踏まえておく必要があります。</p>			<p>地域福祉の考え方を具体化して地域づくりを進めていくためには、次の8つの視点を踏まえておく必要があります。</p>
<p>視点 生活者の主体形成</p> <p>地域福祉を具体化していくときに、重要となるのが、地域に関わっていかうとする住民一人ひとりの主体性です。人はだれでもよりよい生活を送ることを望み、人生の中で自己実現をしたいと考えます。人はひとりだけで生活しているのではなく、地域の中で多くの人と関わりをもちながら生活しています。ここでいう主体性とは、自分や家族、身近な人々などのよりよい生活を自らつくりあげていくとともに、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという姿勢をもつことです。そのため、同じ地域に暮らしている人たちのために何かをしたい、地域の中でおこっている問題をみんなで話し合っ解決していきたい、と考える積極的な気持ちを支援することが重要です。地域福祉の推進のためには、このような住民の生活者としての主体形成をはぐくんでいくための取り組みが必要です。</p>	<p>（参考）</p> <p>「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部】 抜粋</p> <p>（地域の暮らしにおける安心感と生きがいを生み出す）地域は、生活に身近であるから、<u>住民同士が、日々の変化に気づき、寄り添いながら支え合うことができる。また、地域に暮らす他者が抱える生活上の課題は、現在又は将来の自分や家族の課題となり、暮らしやすい地域をつくることは自分の利益になる。</u>このことが、『我が事』として地域づくりに参加するきっかけとなる。</p>		<p>視点 生活者の主体形成</p> <p>地域福祉を具体化していくときに、重要となるのが、地域に関わっていかうとする住民一人ひとりの主体性です。人はだれでもよりよい生活を送ることを望み、人生の中で自己実現をしたいと考えます。人はひとりだけで生活しているのではなく、地域の中で多くの人と関わりをもちながら生活しています。ここでいう主体性とは、自分や家族、身近な人々などのよりよい生活を自らつくりあげていくとともに、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという姿勢をもつことです。そのため、同じ地域に暮らしている人たちのために何かをしたい、地域の中でおこっている問題をみんなで話し合っ解決していきたい、と考える積極的な気持ちを支援することが重要です。地域福祉の推進のためには、このような住民の生活者としての主体形成をはぐくんでいくための取り組みが必要です。</p>

第3章 - 1 計画の基本理念(案)の検討表

地域福祉推進指針	国等の動向	本市の動向等	地域福祉基本計画
<p>視点 福祉コミュニティの形成</p> <p>地域においては、住民が主体的に相互に助け合って生活を営んできましたが、そのような地域のもつ力が失われてきました。そのため、地域を福祉コミュニティとして再生していくことが求められています。福祉コミュニティとは、生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会のことです。福祉コミュニティには、住民相互の支え合いの活動とあわせて、専門的福祉サービスを主体的に利用することによって、地域に暮らすすべての人が地域の一員として安心して生活し続けることができるような仕組みづくりが求められます。</p>	<p>(参考)</p> <p>・「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部】 抜粋 (改革の骨格)3. 地域を基盤とする包括的支援の強化</p>	<p>・<u>地域のコミュニティが失われてきた背景を追記。</u> 大都市大阪における「公共」の分野の担い手について(抜粋)(平成25年11月20日付け市長見解)(地域社会の現状と今後の課題) <u>少子・高齢化が一段と進行する一方で、少人数世帯・高齢単身世帯の増加、マンションなどの共同住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、また、ICTの進展に伴い個人の生活様式や価値観も多様化してきています。そのような中で、人と人のコミュニケーションやつながりの希薄化もうかがえ、地域コミュニティでの「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」といった「自助」、「共助」の機能が低下してきています。</u></p>	<p>視点 福祉コミュニティの形成</p> <p><u>少子・高齢化が一段と進行する中、少人数世帯・高齢単身世帯の増加、マンションなどの共同住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、また、ICTの進展に伴い個人の生活様式や価値観も多様化してきています。そのような中で、人と人のコミュニケーションやつながりの希薄化もうかがえ、住民が主体的に相互に助け合うという地域の力が弱まってきました。</u></p> <p>そのため、生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことが求められています。</p>
<p>視点 「共生」、「共住」を可能とする福祉社会</p> <p>地域福祉が目標とするのは、地域の中ですでに暮らしている人や、これから暮らそうとしている人など、その地域に関わる人々が共に生き、共に生活していくことができる「共生」、「共住」の社会です。大阪市のような大都市では、住民相互のつながりが弱くなってしまいがちであり、「共生」、「共住」の視点を軸にした住民生活を支援する必要性が高まっています。さらに、社会的援護を要する人々も地域の一員であり、地域に包みこんでいくための積極的支援も必要になっていきます。また、差別や偏見をなくし、さまざまな福祉施設やその利用者を地域から排除しない取り組みが重要です。</p>	<p>・<u>生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)の理念を追記</u> (理念)生活困窮者支援を通じた地域づくり 生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。<u>「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。</u></p>		<p>視点 <u>「共生」を可能とする福祉社会</u></p> <p>地域福祉が目標とするのは、地域で暮らす人や、その地域に関わる人が共に生き、共に生活していくことができる「共生」の社会です。大阪市のような大都市では、住民相互のつながりが弱くなってしまいがちであり、「共生」の視点を軸にした住民生活を支援する必要性が高まっています。<u>「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域の構築が必要です。</u></p> <p>また、差別や偏見をなくし、さまざまな福祉施設やその利用者を地域から排除しない取り組みが重要です。<u>地域で困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み支え合っていくことが必要です。</u></p>
<p>視点 新たな公私パートナーシップの確立</p> <p>地域福祉を具体化するためには、行政と住民が共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。行政はボランティア活動や地域活動を積極的に支援し、そして社会福祉法人やNPO等との連絡調整を図り、行政と住民、社会福祉法人、NPO等の協働による、生活支援のネットワークを構築していく必要があります。さらに、株式会社なども含めた民間事業者も福祉サービスの提供に参加できることとなり、行政は、地域福祉の理念に基づき、その健全な発達を促進し、その条件整備のための役割と責任をもつ必要があります。</p>		<p>・大都市大阪における「公共」の分野の担い手について(抜粋)(平成25年11月20日付け市長見解)(より多くの活動主体で支える地域社会の必要性) <u>大都市大阪の地域社会づくりに向けては、これまでの地域団体に加え、市民、NPO、企業などの様々な活動主体が、自らが地域社会における「公共」の分野を担う主体であるという当事者意識のもと相互に理解し信頼し合いながら協働し、また、これらの活動主体と行政とが協働するマルチパートナーシップによって、拡大し続ける「公共」の分野を担っていくことになると思います。</u> (今後の地域社会の諸課題に対応するための仕組みとしての「地域活動協議会」) 地域活動協議会には、これまでの地域団体に加えて、市民、NPOや企業など様々な活動主体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、新たな課題も含めた地域課題に取り組むことによって、大都市大阪の拡大し続ける「公共」の分野を支える担い手となっていただくことを期待しています。</p>	<p>視点 <u>公私パートナーシップの確立</u></p> <p>地域福祉を具体化するためには、<u>住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。</u> <u>住民、NPO、社会福祉事業者、企業等の様々な活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する“つよみ”を発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが重要です。</u></p>

第3章 - 1 計画の基本理念(案)の検討表

地域福祉推進指針	国等の動向	本市の動向等	地域福祉基本計画
<p>視点 サービスの総合化と施策の連携化</p> <p>地域福祉の背景には、同じ地域で生活する人々と関わりをもち、地域の一員として生きていく、という考え方があります。人がよりよい生活を送るためには、知識を得て学ぶこと、文化・娯楽を楽しむこと、働くこと、安心できる住まいを得ること、自由にまちを移動できること、あらゆる情報に接すること、などが必要になってきます。そのため、地域福祉を具体化していくためには、保健・医療・福祉だけでなく、教育、文化、雇用、住宅、交通、情報などのサービスの総合化と施策の連携化を推進する必要があります。</p>	<p>(参考)</p> <p>・「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部】 抜粋</p> <p>(当面の改革工程)3. 地域を基盤とする包括的支援の強化</p> <p>医療・介護のニーズを持つ高齢者のみならず、障害者、子育て世代、ひとり親家庭、医療的ケアが必要な子ども、がんや難病などの慢性疾患をお持ちの方など生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等にまたがり、また、地域住民による支え合いと連動した、包括的支援体制の構築に向けた取組を推進する</p>	<p>・「<u>教育、文化、雇用、住宅、交通、情報などの</u>」を「<u>その他生活関連分野との</u>」に修正</p>	<p>視点 サービスの総合化と施策の連携化</p> <p>地域福祉の背景には、同じ地域で生活する人々と関わりをもち、地域の一員として生きていく、という考え方があります。人がよりよい生活を送るためには、知識を得て学ぶこと、文化・娯楽を楽しむこと、働くこと、安心できる住まいを得ること、自由にまちを移動できること、あらゆる情報に接すること、などが必要になってきます。そのため、地域福祉を具体化していくためには、保健・医療・福祉だけでなく、<u>その他生活関連分野との</u>サービスの総合化と施策の連携化を推進する必要があります。</p>
<p>視点 利用者本位のサービス提供と支援システム</p> <p>契約型のサービスにおいては、これまで以上に利用者本位のサービスが提供されることが期待されます。地域の実情に沿い、利用者を中心として自己選択を支援する仕組みをつくるためには、住民がサービスの提供に関することやサービスの利用を支援する仕組みについて、検討の段階から参加し、協働して管理を行うとともに、サービスや事業の評価・改善に加わることが必要です。</p>	<p>・「<u>成年後見制度の利用の促進に関する法律</u>」の施行</p> <p>成年後見制度は認知症等の人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない状況があるため、平成28年4月、「<u>成年後見制度の利用の促進に関する法律</u>」が制定され、同年5月に施行された。</p> <p>・<u>新たなサービスを作る際の留意事項を追記</u></p> <p>介護保険制度(地域包括ケアシステムの構築)</p> <p>多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供【介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方 厚生労働省老健局振興課】</p>	<p>(参考)</p> <p>・生活支援コーディネーター配置事業(平成27年度よりモデル3区、平成28年度より追加5区において先行実施)</p>	<p>視点 <u>利用者本位のサービス提供</u></p> <p>契約型のサービスにおいては、利用者本位のサービスが提供されることが必要です。<u>高齢化の進展により、認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、利用者を中心とした自己選択を支援する権利擁護の取り組みを充実していく必要があります。</u></p> <p><u>また、既存のサービスのみでは解決できない課題に対応するためには、地域のニーズや実情に沿って、新たなサービスを創出していくことが求められており、その際には住民等の多様な主体が検討の段階から参画していく必要があります。</u></p>
<p>視点 歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用</p> <p>地域福祉を具体化するにあたっては、地域に長年にわたって形成・蓄積されてきた有形・無形の資源を活用することが必要になってきています。寄付や遺贈なども含めた地域の資源と、人々のボランティア活動や住民活動のエネルギーとの結合が、新しい地域福祉を産み出していく原動力となると考えられます。地域の様々な資源を、人々の地域活動が活性化するように積極的に活用していくことが必要です。</p>			<p>視点 歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用</p> <p>地域福祉を具体化するにあたっては、地域に長年にわたって形成・蓄積されてきた有形・無形の資源を活用することが必要になってきています。寄付や遺贈なども含めた地域の資源と、人々のボランティア活動や住民活動のエネルギーとの結合が、新しい地域福祉を産み出していく原動力となると考えられます。地域の様々な資源を、人々の地域活動が活性化するように積極的に活用していくことが必要です。</p>
<p>視点 経営感覚も取り入れた総合的な観点からの施策・事業の展開</p> <p>地域福祉は、住民の生活総体に関わる取り組みであり、まちづくりや地域防災など隣接する政策領域との間で線を引くことなく、総合的な観点から進めていくことが必要です。また、非常に厳しい財政状況の下、持続可能な地域福祉を実現するためには、費用対効果を意識したPDCAサイクルの確立や、ビジネス的な手法の積極的な導入など、経営感覚も取り入れた施策・事業の展開が求められます。</p>			<p>視点 <u>総合的な観点からの施策・事業の展開</u></p> <p>地域福祉は、住民の生活総体に関わる取り組みであり、まちづくりや地域防災など隣接する政策領域との間で線を引くことなく、総合的な観点から進めていくことが必要です。また、<u>少子・高齢化による担い手不足や非常に厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な施策・事業を展開するためには、費用対効果を意識したPDCAサイクルの確立など経営的な観点</u>が求められます。</p>